

JEMIC技能試験プロトコル

2020年度ブロックゲージ技能試験用

1 プロトコルの説明

この技能試験プロトコルは、2020年度ブロックゲージ技能試験に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）が技能試験を受ける際の注意事項、校正を実施する際の校正条件等について記載したものです。

技能試験前によくお読みいただき、プロトコル記載事項に注意して校正等を実施してください。

2 使用する仲介器等

仲介器は、スチール製のブロックゲージとし、光波干渉測定法用と比較測定法用（500mm以下又は100mm以下）を次のとおり区別し、回付します。

種 類	ブロックゲージの呼び寸法及び製造メーカー	
光波干渉測定法	1.01 mm、15 mm、100 mm、175 mm、600 mm、1000 mm（800 mm又は900 mmに変更の可能性あり） （ミットヨ製又はツガミ製）	
比較測定法	500 mm 以下	1 mm、15 mm、100 mm、250 mm、500 mm（ミットヨ製）
	100 mm 以下	1 mm、15 mm、100 mm（ミットヨ製）

持ち回り測定に使用する仲介器は、輸送箱に格納されています。これら仲介器一式の詳細は、「仲介器受取連絡票」及び「仲介器搬出連絡票」中にリストアップされています。

3 仲介器の搬入

(1) 事務局が契約した輸送会社によって、搬入日の午前中（予定）に参加事業者へ輸送箱に納めた仲介器をお届けします。

参加受付時にご連絡した搬入日（技能試験期間）に変更がある場合は、事務局からご連絡いたします。

(2) 仲介器の搬入後、速やかに梱包された仲介器が「仲介器受取連絡票」に記載のとおりであることの確認（✓記号を記入）を行ってください。ただし、周囲温度等の影響により、搬入後すぐに梱包を開けると、仲介器が結露する場合がありますので、周囲温度等に注意し開梱してください。

なお、輸送箱は施錠しておりません。

(3) 仲介器の確認後、「仲介器受取連絡票」及び「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」に必要事項をご記入の上、FAX 又は Eメールにより事務局まで送付してください。

仲介器に異常がある場合は、「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」

に異常箇所を記入の上、いつの時点で異常が発生したのかを「仲介器受取連絡票」の連絡事項に明確にご記入の上、速やかに事務局までご連絡ください。

仲介器に測定に支障となる不具合（キズ、錆等）が発見された場合は、ラッピング等を行わず、事務局までご連絡ください。

また、輸送のトラブル等があった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。

4 校正

- (1) 仲介器の校正は、割り当てられた技能試験期間中に、お申し込みいただいた校正ポイントについて実施してください。

登録範囲外又は申請予定範囲外のブロックゲージについては、校正を実施しないでください。

- (2) 仲介器の校正は、参加事業者が通常使用している校正手順書に従って行ってください。登録事業者は、登録された校正手順を用いてください。

なお、通常より測定回数を増やす等の手順の変更はしないようにしてください。

- (3) 仲介器に測定に支障となる不具合（キズ、錆等）が発見されても、測定が可能である場合、ラッピング等を行わず、カエリ（傷）面を測定面にしてください。
- (4) 校正中に異常があった場合は、速やかに事務局まで連絡してください。
- (5) 校正が終了した仲介器につきましては、参加事業者の手順（手法）で『防錆』を行ってください。

5 仲介器の搬出

- (1) 搬出日の午前中（予定）に事務局が契約した輸送会社が、仲介器の引取りに伺います。輸送会社には、ご担当者名を伝えてありますので、万一、ご担当者が不在の場合でも、間違いなく引取りができるようご配慮ください。

- (2) 参加事業者は、仲介器が「仲介器搬出連絡票」に記載のとおりであることを確認し（✓記号を記入）、再度「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」に必要事項をご記入の上、受取時と同様に梱包した状態で仲介器を輸送会社の者にお渡しください。なお、「仲介器搬出連絡票」、「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」等の事業者名が記入されている書類は、輸送箱内には絶対に入れないでください。

また、輸送中に輸送箱の蓋が開かないように、ロック部分に布テープ等を貼り付けてください。

- (3) 仲介器の搬出後速やかに、「仲介器搬出連絡票」及び「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」を、FAX 又は Eメールにより事務局まで送付してください。

万一、仲介器に異常がある場合は、「仲介器（ブロックゲージ）の表面状態観測用紙」に異常箇所をご記入の上、「仲介器搬出連絡票」と併せていつの時点で異常が発生したのかを明確に、速やかに事務局までご連絡ください。

なお、輸送会社への指示は事務局が行いますので、伝票記入などの手続きは一切必要ありません。

6 事務局への結果報告

(1) 提出書類は、下記のとおりです。

① JEMIC 技能試験結果報告書

校正結果、校正の手順書名及び校正条件等を記入したもの

② 技能試験結果に対する校正証明書^{※1}（通常顧客に発行しているもの）

※1 登録事業者は、JCSS 校正証明書（サンプルでも可）

校正証明書の宛名 「日本電気計器検定所 技能試験事務局」

③ 各校正における不確かさの見積もり表（バジェット表）

(2) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の用紙は、当所ホームページからダウンロードして、ご利用ください。

②、③は、参加事業者で準備・作成してください。

(3) 参加事業者は、技能試験期間終了後 2 週間以内に、「JEMIC 技能試験結果報告書」に必要事項をご記入の上、その他提出書類を添えて郵便等により事務局まで送付してください。

なお、一度送付された提出書類の差し替えについては、変造防止の観点から原則として認めておりませんのでご注意ください。ただし、提出された結果報告書等に不備があった場合には、再提出をお願いすることがあります。

7 技能試験結果報告書記入時の注意点

(1) 「JEMIC 技能試験結果報告書」は、種類別になっています。

「記入例」を参考にご記入の上、提出してください。

(2) 種類が複数に渡る場合は、各結果報告書に参加事業者名、技能試験期間（搬入日～搬出日）、報告日、報告者及び受理番号を記入してください。

なお、受理番号は、技能試験事務局から連絡する「技能試験参加受付連絡書」に記載しています。

(3) 校正結果の記入方法について

校正証明書の記載方法が異なる場合であっても、 E_n 数の算出条件を統一するため、「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(1) 校正結果」は、以下の事項を守って報告してください。

なお、提出書類「技能試験結果に対する校正証明書」は、通常顧客に発行している記載方法でかまいません。

① 「①呼び寸法」には、校正したブロックゲージの呼び寸法を記入してください。

② 「②製造番号」には、校正したブロックゲージの製造番号を記入してください。（本体に製造番号の刻印がないものは「-」をご記入ください）

③ 「③校正結果」には、校正証明書に記載した校正值（ブロックゲージの中央寸法の呼び寸法からの寸法差 単位は μm ）を記入してください。（この値を E_n 数算出式の X_{lab} とします。）

④ 「④拡張不確かさ ($k=$)」には、通常校正証明書に記載する包含係数を記入し、拡張不確かさの単位は μm で記入してください。（この値を E_n 数算出式の U_{lab} とします。）

(4) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(2) 校正の手順書」には、実際に今回の技

能試験に使用した校正手順書の文書の名称、文書の番号・記号、文書制定日（改訂した場合は最新改訂日も併記）及び文書の版数を記入してください。

- (5) 「JEMIC 技能試験結果報告書」「(3) 校正条件等」には、実際に校正を実施した場所の環境条件（温度及び湿度）、使用した標準器等を記入してください。その他校正結果に対する校正条件、例えば「ラッピング等を行わず、カエリ（傷）面を測定面にした。」等の特記事項があれば記入してください。

なお、結果報告書に記入しきれない場合には、別紙を添付してください。